

一般競争入札公告

(仮称) 共同生活援助事業所 イリス指扇 新築工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年 9月 7日

社会福祉法人 フルホープ
理事長 竹中 延公

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	(仮称) 共同生活援助事業所 イリス指扇 新築工事
(2) 工事場所	埼玉県さいたま市西区大字指扇字向1369番外
(3) 工事期間	契約確定の日から令和2年3月15日まで
(4) 入札予定価格	事後公表
(5) 工事概要	用途: 児童福祉施設等 (障害福祉サービス事業所) 構造・規模: 木造 地上2階建 面積: 敷地面積709.63㎡ 建築面積434.91㎡ 延床面積722.47㎡ 工事種類: 新築
2 落札者の決定方法	<p>① 本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額の入札者を落札予定者とする。再度入札は2回までとする。</p> <p>② 初度入札に参加しない者または前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加できない。</p> <p>③ 再度入札を行っても落札者がいない場合、(i)及び(ii)の場合に限り、下記条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。</p> <p>(i) 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)</p> <p>(ii) 再度入札に応じるものが1者のみとなった場合。</p> <p>条件</p> <p>ア 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。</p> <p>イ 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。</p> <p>ウ 入札にあたっての条件を変えることは認められないこと。</p> <p>エ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。</p>

<p>3 一般競争入札参加資格等 確認申請書の提出</p>	<p>令和元年 9月 9日（月）から令和元年 9月17日（火）の 10：00～16：00（土日祝日を除く） 入札参加を希望する者は下記に記載の問い合わせ先まで、以下の 書類を提出すること。 ⑥、⑦、⑧の資料は代表構成員のみ提出とする。 提出書類 ① 一般競争入札参加資格等確認申請書 ② 一般競争入札参加資格確認資料 ③ さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し ④ 建設業許可書の写し ⑤ 直近の経営事項審査結果書の写し ⑥ 過去5年間（平成26年～令和元年）に竣工済みの福祉施設 （木造建築工事）の施工実績（新築工事）を有することが 確認できる書類 ⑦ 過去5年間の事業年度の決算で当期純利益が赤字でない ことを確認出来る書類 ⑧ 自己資本比率が35%以上を有することを確認できる直近 の書類 提出書類書式は問い合わせ先に連絡の上、Eメールにて送付を受 けること。</p>
<p>4 入札参加資格の確認通知</p>	<p>上記確認申請者には令和元年 9月19日（木）17：00までにEメール にて確認結果を通知する。</p>
<p>5 設計図書等</p>	<p>入札参加資格が確認できた者に対し、令和元年 9月24日（火） 設計図及び仕様書等（以下設計図書等という）を送付する。 （当日着）</p>
<p>6 設計図書等に関する質問</p>	<p>令和元年10月 1日（火）16：00まで 設計図書に同梱の書式に入力し、問い合わせ先までEメールにて 送付すること。</p>
<p>7 質問に対する回答</p>	<p>令和元年10月 8日（火）17：00まで ① 回答は入札参加業者へEメールにて回答する。 ② 質疑応答書については、全業者からの質疑を集計の上配信す る。 ③ 質疑書原本は押印のうえ、入札時に提出すること。</p>
<p>8 入札</p>	<p>令和元年10月17日（木） ※時間と場所は設計図書等の送付時に知らせる。 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函する。 そ の 他：見積用設計図書のCDは入札時に返却すること。 （複製不許可）</p>
<p>9 開札日時</p>	<p>入札後、即開札とする。</p>
<p>10 入札に参加する者に必要な資格</p>	
<p>（1）建設業の許可</p>	<p>建築工事業</p>

(2) 資格者名簿への登載	さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（H31年・H32年）に建築一式工事で登載されている者。
(3) 所在地	さいたま市内に契約締結権限を有する本店・支店があること。
(4) 格付	さいたま市等級（建設工事）：A以上 経営事項審査の総合評定値（直近のもの）：1,000点以上
(5) 施工実績	建築一式工事 過去5年間（平成26年～令和元年）に竣工済み福祉施設（木造建築工事）の施工実績を有すること。
(6) 代表構成員および構成員のその他の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。 ② 本公告日から開札日において、建築業法による営業停止などの処分を受けていない者。 ③ 法人の理事が役員をしている法人でない者。また、対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。 ④ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、さいたま市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。 ⑤ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。 ⑥ 過去5年間の事業年度の決算（単年）において当期純利益が赤字になっていないこと。 ⑦ 自己資本比率が35%以上を有すること。
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 契約の保証について	無しとする。

14 支払条件	現場説明時に知らせる。
15 契約の時期	令和元年10月18日までに契約
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	① 入札に参加する者の数が1社である時は、入札を中止する。 ② 代理人をして入札させる場合は委任状を提出すること。
(2) 入札書に記載する金額	入札書に記載された金額に10%に相当する額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約請負金額とする。入札者は、消費税抜きの金額にて入札のこと。
(3) 入札の辞退	入札参加決定者は入札を辞退する場合、事前に連絡のうえ、入札辞退届を提出すること。
(4) 入札の無効	① 入札者の押印のない入札書による入札 ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ③ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 ④ 入札に参加する資格のない者がした入札 ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 ⑥ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ⑦ 他人の代理を兼ねた者がした入札 ⑧ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札 ⑨ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札 ⑩ 明らかに連合によると認められる入札 ⑪ 通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札 ⑫ 郵便（入札の方法として市長が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札 ⑬ 金額を訂正した入札書による入札 ⑭ 最低制限価格に満たない入札 ⑮ 談合、一括下請負、その他不正行為があったと認められる入札 ⑯ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

<p>(5) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定</p>	<p>落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上ある時は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。</p>
<p>17 その他</p>	<p>① 落札予定者は入札当日 15 : 00 までに見積もり内訳書と施工体制表を提出のこと。</p> <p>② 施工体制表には同工種の実績と資格者と経験者の配置を要件とする。</p> <p>③ 落札予定者の見積内容精査のうえ、理事会決定とする</p>
<p>18 この公告に関する問い合わせ先</p>	<p>〒331-0047 埼玉県さいたま市西区指扇字向1395-1 社会福祉法人 フルホープ 担当者 森田 敬蔵 電話 : 048-621-3277 FAX : 048-623-2727 E-mail : k.morita@fullhope.jp</p>